

(別添)

○ 自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）

【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--------------------|--------------------|
| 障発第 0303002 号 | 障発第 0303002 号 |
| 平成 18 年 3 月 3 日 | 平成 18 年 3 月 3 日 |
| 一部改正 障発 0113 第 2 号 | 一部改正 障発 0113 第 2 号 |
| 平成 23 年 1 月 13 日 | 平成 23 年 1 月 13 日 |
| 一部改正 障発 0322 第 1 号 | 一部改正 障発 0322 第 1 号 |
| 平成 24 年 3 月 22 日 | 平成 24 年 3 月 22 日 |
| 一部改正 障発 0315 第 3 号 | 一部改正 障発 0315 第 3 号 |
| 平成 25 年 3 月 15 日 | 平成 25 年 3 月 15 日 |
| 一部改正 障発 0124 第 6 号 | 一部改正 障発 0124 第 6 号 |
| 平成 26 年 1 月 24 日 | 平成 26 年 1 月 24 日 |
| 一部改正 障発 1001 第 4 号 | 一部改正 障発 1001 第 4 号 |
| 平成 26 年 10 月 1 日 | 平成 26 年 10 月 1 日 |
| 一部改正 障発 0329 第 9 号 | 一部改正 障発 0329 第 9 号 |
| 平成 27 年 3 月 27 日 | 平成 27 年 3 月 27 日 |
| 一部改正 障発 1112 第 7 号 | 一部改正 障発 1112 第 7 号 |
| 平成 27 年 11 月 12 日 | 平成 27 年 11 月 12 日 |
| 一部改正 障発 0328 第 1 号 | 一部改正 障発 0328 第 1 号 |
| 平成 28 年 3 月 28 日 | 平成 28 年 3 月 28 日 |
| 一部改正 障発 0330 第 2 号 | 一部改正 障発 0330 第 2 号 |
| 平成 30 年 3 月 30 日 | 平成 30 年 3 月 30 日 |
| 一部改正 障発 0628 第 4 号 | 一部改正 障発 0628 第 4 号 |
| 平成 30 年 6 月 28 日 | 平成 30 年 6 月 28 日 |

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日

一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日

一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日

一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日

一部改正 障発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日

一部改正 障発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日

一部改正 障発 0329 第 4 号
こ支障第 92 号
令和 6 年 3 月 29 日

一部改正 障発 1125 第 5 号
こ支障第 240 号
令和 6 年 11 月 25 日

一部改正 障発 0609 第 1 号
こ支障第 253 号
令和 7 年 6 月 9 日

一部改正 障発 0609 第 1 号
こ支障第 159 号
令和 8 年 6 月 9 日

一部改正 障発 0823 第 1 号
平成 30 年 8 月 23 日

一部改正 障発 0507 第 4 号
令和元年 5 月 7 日

一部改正 障発 0701 第 2 号
令和元年 7 月 1 日

一部改正 障発 0330 第 10 号
令和 2 年 3 月 30 日

一部改正 障発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

一部改正 障発 1228 第 7 号
令和 2 年 12 月 28 日

一部改正 障発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日

一部改正 障発 0329 第 4 号
こ支障第 92 号
令和 6 年 3 月 29 日

一部改正 障発 1125 第 5 号
こ支障第 240 号
令和 6 年 11 月 25 日

一部改正 障発 0609 第 1 号
こ支障第 253 号
令和 7 年 6 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

自立支援医療費の支給認定について

(略)

別紙 1

自立支援医療費支給認定通則実施要綱

(略)

第 1 (略)

第 2 所得区分

1～5 (略)

6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町
村民税世帯非課税世帯(注1)であって、受給者に係る次に掲げる収入の合
計金額が82万6千5百円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生
活保護の対象ではない場合であるものとする。

7～15 (略)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

自立支援医療費の支給認定について

(略)

別紙 1

自立支援医療費支給認定通則実施要綱

(略)

第 1 (略)

第 2 所得区分

1～5 (略)

6 1の所得区分のうち②低所得1の対象は、受診者の属する「世帯」が市町
村民税世帯非課税世帯(注1)であって、受給者に係る次に掲げる収入の合
計金額が80万9千円以下である場合であって、かつ、所得区分が①生活保
護の対象ではない場合であるものとする。

7～15 (略)

別紙 2

自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱

（略）

別紙 3

自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

（略）

別紙 4

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱

（略）

別記 （略）

別紙様式第 1 号～別紙様式第 9 号 （略）

別紙 2

自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱

（略）

別紙 3

自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱

（略）

別紙 4

自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱

（略）

別記 （略）

別紙様式第 1 号～別紙様式第 9 号 （略）